

# 三方五湖自然再生協議会設立総会次第

日時：平成 23 年 5 月 1 日

14:00～15:00

場所：三方青年の家 研修室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

- ・福井県 安全環境部長 石塚 博英
- ・若狭町長 森下 裕
- ・美浜町長 山口 治太郎
- ・中部地方環境事務所統括自然保護企画官  
田村 省二

## 3 経過報告

資料 1

## 4 議長選出

## 5 議 事

- (1) 三方五湖自然再生協議会規約（案）および 資料 2  
三方五湖自然再生協議会運営細則（案）について 資料 3

- (2) 役員を選出について

## 6 その他

## 7 閉 会

平成23年5月1日

## 三方五湖自然再生協議会設立趣意書

平成17年11月8日、三方五湖がラムサール条約湿地に登録されました。この登録により、三方五湖は名実ともに国際的に重要な湿地として評価されるとともに、三方五湖とともに生きてきた地元の人には、保全・活用について一層大きな責任が求められるようになったことを意味します。

三方五湖をめぐる自然環境の現状は、水質や生物多様性の問題など、決して安心できる状況ではありません。ハスなど三方五湖固有の貴重な魚類については絶滅の危機に瀕しており、外来魚による在来種への影響も懸念されております。

三方五湖の自然環境の保全・再生については、ラムサール条約湿地への登録を機に設置された「三方五湖の保全・活用に関する検討委員会」が平成18年に作成した報告書を踏まえ、県、町、地域住民などの各主体による活動が進められてきました。地元の環境保全団体の間でも、廃食油のせつけんりサイクルの取組みや微生物を利用した水質浄化など、自主的、積極的な活動が始められており、ラムサール条約湿地への登録は、一般の人たちの三方五湖の保全への意識を高める結果をもたらしました。

また、平成21年度から、東京大学と県内の試験研究機関が共同で、三方五湖の水辺生態系再生のための調査研究を行っており、今後は、その調査研究結果を踏まえて自然再生の具体的方策を検討していきたいと考えています。

私達は、これからの三方五湖の自然再生に向け、自然再生事業の調整組織として、また、平成23年度までを視野に作成された前記報告書の内容を継続・発展させるとともに、東京大学等の調査研究・科学的分析に基づく活動を実施していく推進母体として、自然再生推進法に基づき、国、県、町、住民など多様な主体が参加する自然再生協議会を設立することとしました。

つきましては、三方五湖に関わる関係各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

# 三方五湖自然再生協議会委員名簿

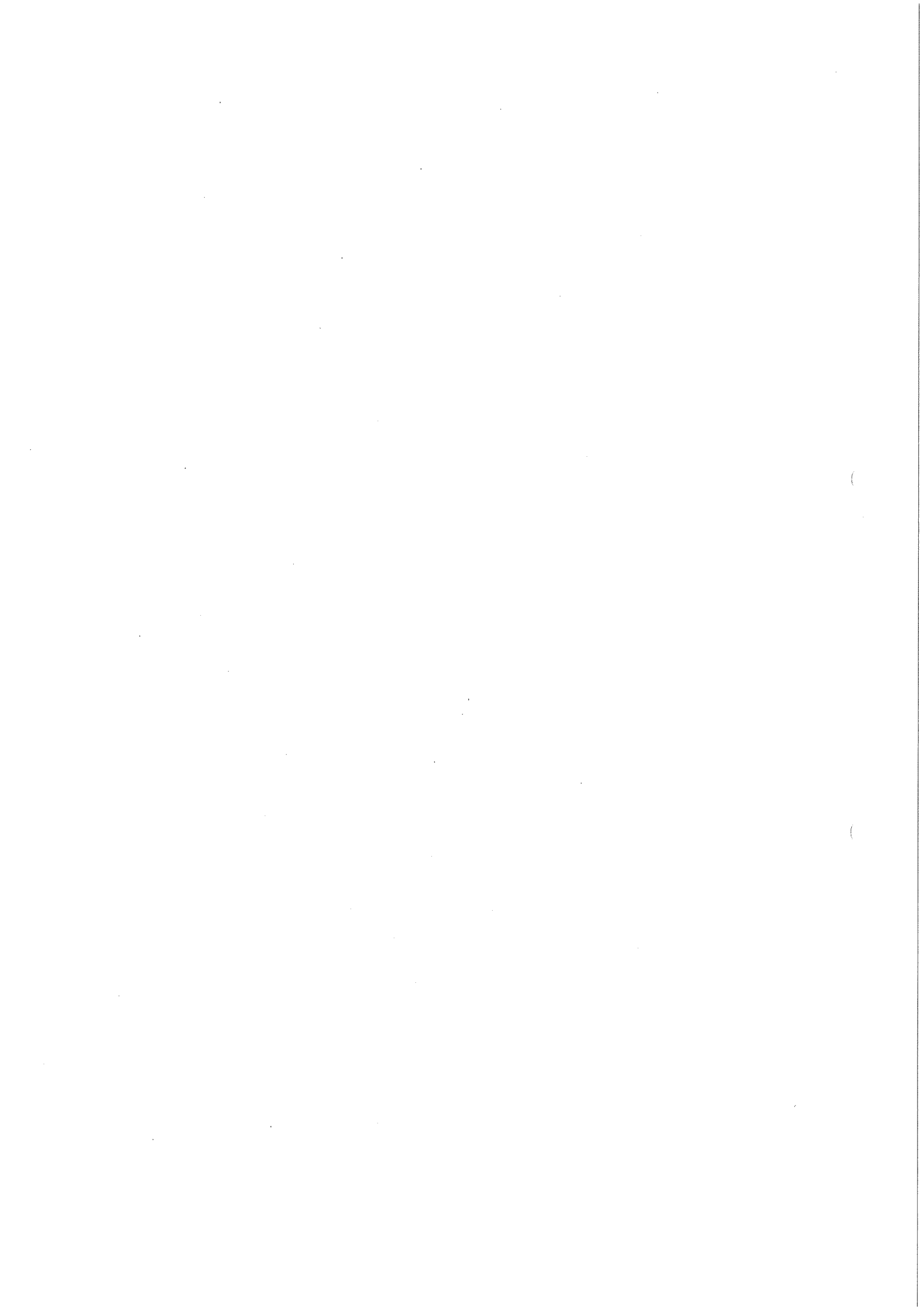
区 分	所 属	職務又は役職	氏 名
学識経験者	東京大学	教授	鷲谷 いづみ
	県立大学	教授	青海 忠久
	東京大学	准教授	吉田 丈人
	東京大学	助教	西廣 淳
	京都大学	教授	細田 尚
	県立大学	教授	富永 修
	静岡大学	助教	富田 涼都
	国立環境研究所	研究員	松崎 慎一郎
関係者・団体	美浜町観光開発審議会	会長	中村 清一
	(社)若狭三方五湖観光協会	会長	森下 幸一
	美浜町漁業協同組合	総括課長	谷口 芳哉
	南西郷漁業協同組合	組合長	武田 利満
	鳥浜漁業協同組合	組合長	増井 増一
	海山漁業協同組合	組合長	吉田 善信
	三方五湖農業協同組合	営農生産課長	田中 正志
	若狭美浜町農業協同組合	営農課長	田辺 義詞
	三方五湖浄化推進協議会	会長	吉田 良三
	五湖と自然を守る会	会長	川口 喜代治
	ハスプロジェクト推進協議会	会長	大下 恭弘
		事務局長	三浦 正親
		事務局	関岡 裕明
		委員	金倉 奈美
		委員	谷保 裕子
	自然に大の字 あそぼーや	代表	田辺 一彦
	美浜の環境を守る会	会長	松井 明彦
	美浜町女性ネットワーク	会長	森久 みどり
	若狭町女性の会	会長	千田 敏子
		副会長	大久保 雅子
	美浜環境パートナーシップ会議	委員	高木 利之
		委員	森川 良子
	久々子観光協会	会長	広瀬 信太郎
	西郷中部生産組合	役員	松下 勝美
	森と暮らすどんぐり倶楽部	代表	松下 照幸
	劇団マザーシップ	代表	政岡 弘子
	○ 美浜町ボート協会	会長	南 正明
美浜町小教研理科部会	部会長	高橋 一男	
若狭町教研環境部会	部会長	大谷 甚蔵	
日本野鳥の会福井県支部	副支部長	辻 義次	

区 分	所 属	職務又は役職	氏 名
○	日本野鳥の会福井県支部	会員	小嶋 明男
		会員	高橋 繁応
	三方五湖遊覧船(株)	社長	武長 正明
	コミュニティビジネス「ラ、しじみ」	代表	田辺 義郎
	美浜町ライオンズクラブ環境部会	代表	山口 治和
	若狭町ライオンズクラブ	会長	山口 浩正
	わかさ東商工会	会長	野瀬 成夫
	三方五湖青年会議所	理事長	加茂 浩司
	美しい鳥浜を創る会	会長	宇野 利夫
		事務局	岩本 昭夫
	田井野地区地域活性化促進会	会長	藤本 佳司
	○ 島の内農村環境保全隊	隊長	武長 宗之
	下吉田生産組合	代表	中塚 文和
	かみなか農楽舎	卒業生	尾崎 晃一
	かみなか農楽舎	卒業生	保志 公平
	個人農業者		吉村 義彦
	○ 個人農業者(梅農家)		渡辺 毅
	(財)若狭湾エネルギー研究センター	次長補佐	松井 秀幸
行政関係	環境省中部地方環境事務所		
	福井県		
	美浜町		
	若狭町		

事務局	福井県	安全環境部自然環境課
	美浜町	住民環境課
	若狭町	環境安全課 歴史文化課縄文環境室

## 経過報告

- 平成17年11月 8日 三方五湖がラムサール条約湿地に登録
- 平成18年12月22日 「三方五湖の保全・活用に関する報告書」とりまとめ
- 平成21年度から 東京大学と県による水辺生態系の共同調査研究
- 平成22年 2月21日 自然再生協議会住民説明会（三方青年の家）
- 10月22日 若狭町設立準備会（若狭三方縄文博物館）
- 12月17日 美浜町設立準備会（美浜町役場）
- 環境に優しい農業部会（若狭三方縄文博物館）
- 平成23年 1月15日 水田魚道部会（海浜自然センター）
- 1月16日 外来魚部会（若狭三方縄文博物館）



## 三方五湖自然再生協議会規約（案）

## （設置）

第1条 自然再生推進法（平成14年法律第148号）第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

## （名称）

第2条 この自然再生協議会は、三方五湖自然再生協議会（以下「協議会」と称する。）という。

## （対象区域）

第3条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、三方五湖全域（ラムサール条約湿地区域）およびその流域とする。

## （目的）

第4条 対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

## （所掌事務）

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）自然再生全体構想の作成
- （2）自然再生事業実施計画の案の協議
- （3）自然再生事業の実施に係る連絡調整
- （4）その他必要な事項

## （構成）

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）自然再生事業を実施しようとする者
- （2）自然環境に関し専門的知識を有する者
- （3）公募による地域住民および団体または法人の代表者
- （4）関係行政機関および関係地方公共団体

2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から平成25年3月31日までとする。

(途中参加委員)

第7条 前条第1項に定める委員からの推薦があり、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

2 新たに委員となろうとする者が、第15条に規定する運営事務局に委員になりたい旨の意思表示を行い、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第3項に規定する委員の残任期間とする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 辞任

(2) 死亡、失踪の宣告

(3) 委員が属する団体または法人の解散

(4) 解任

(辞任および解任)

第9条 辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会の目的もしくは自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合または協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。

3 解任されようとする者には第12条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

(会長および副会長)

第10条 協議会に会長1名および副会長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

(顧問)

第11条 協議会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

3 顧問の任期は2年とし、再任することができる。

(協議会の会議)



第12条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合、または第6条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、第1項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第17条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し専門的協議を要請することができる。

(部会)

第13条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第12条に規定する協議会の会議に報告する。

2 協議会委員およびオブザーバーは部会に所属することができる。部会には、協議会委員およびオブザーバーの他に、独自に部会委員を置くことができる。

3 部会に部会長および部会長代理を各1名置き、部会構成委員の互選により選出する。

4 部会長は部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長代理は部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。

6 部会は部会長の召集により開催される。

7 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(公開)

第14条 協議会の会議および部会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 協議会の会議および部会を開催する際には、日時、場所等についてあらかじめ広く周知を図る。

3 協議会の会議および部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。

4 協議会の会議および部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てホームページ等で公開する。

(運営事務局)

第15条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

2 運営事務局は福井県、美浜町および若狭町で構成し、共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

第16条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第12条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項
- (2) 第14条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成および公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

(運営細則)

第17条 この規約に規定することの他、規約施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、会長が別に定める。

(規約改正)

第18条 この規約は、第6条に規定する協議会の委員の発議により、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この規約は、平成23年 月 日から施行する。

## 三方五湖自然再生協議会運営細則（案）

## （部会の設置）

第1条 協議会に次の部会を設置する。

- (1) 自然護岸再生部会
- (2) 水田魚道部会
- (3) 外来生物等対策部会
- (4) 環境に優しい農法部会
- (5) 環境教育部会

## （検討事項）

第2条 各部会では次の事項を検討する。

- (1) 自然護岸再生部会  
魚介類の生息に適した自然護岸の再生に関する事項
- (2) 水田魚道部会  
水田魚道の普及・活用に関する事項
- (3) 外来生物等対策部会  
オオクチバス、ブルーギル、アメリカザリガニ等の外来生物の駆除やヒシの除去対策に関する事項
- (4) 環境に優しい農法部会  
ふゆみずたんぼや有機農法等の拡大に関する事項
- (5) 環境教育部会  
環境教育プログラムの企画・実施に関する事項

## （部会事務局）

第3条 部会の会務を処理するために部会事務局を設ける。

2 部会事務局は協議会運営事務局が兼ねる。

## （部会事務局の所掌事務）

第4条 部会事務局は次に掲げる事務を行う

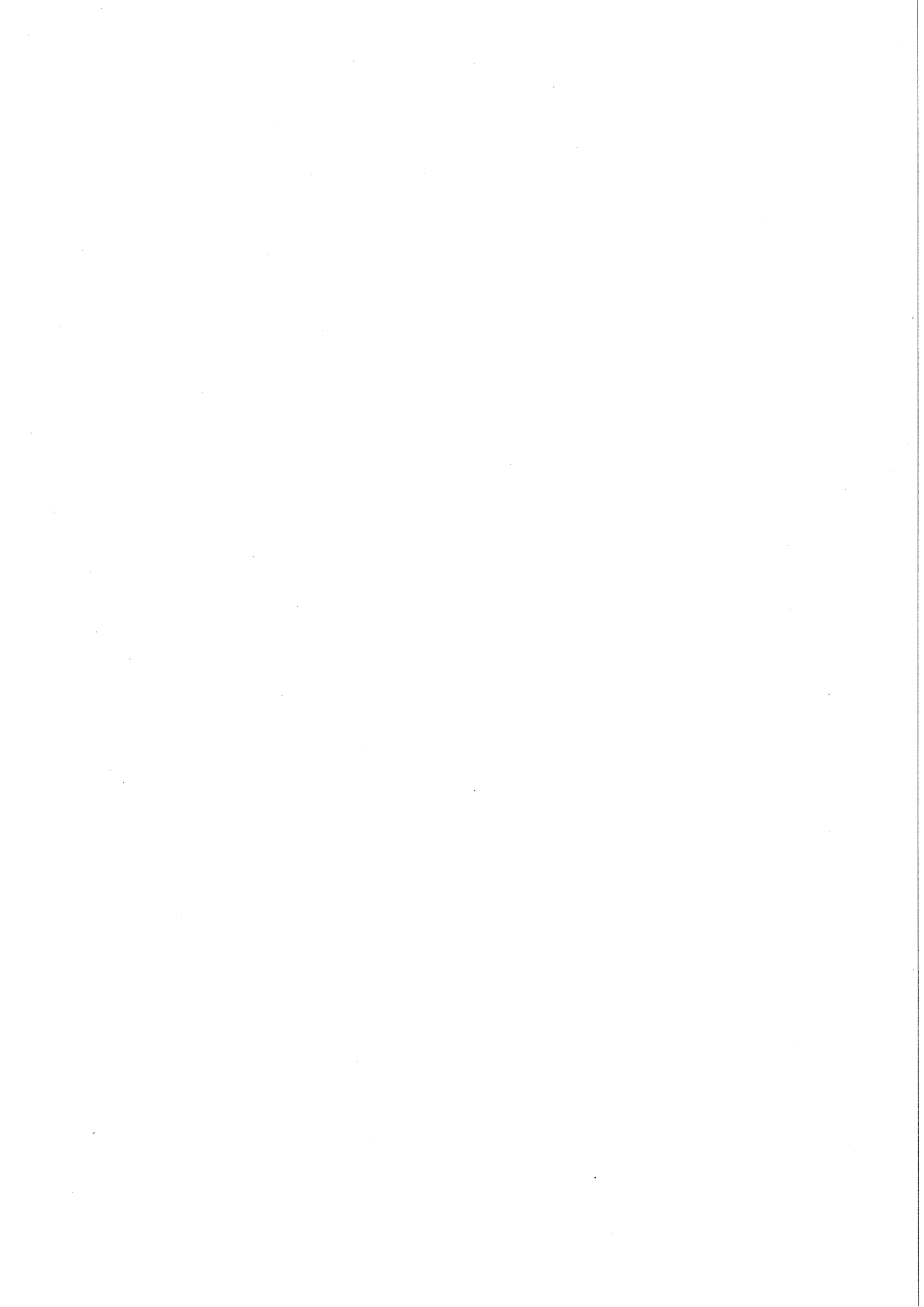
- (1) 部会の会議の運営
- (2) 部会の会議の議事要旨の作成および公開に関する事項
- (3) その他部会が付託する事項

## （細則改正）

第5条 この細則は、協議会規約第12条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得た上で、会長が改正することができる。

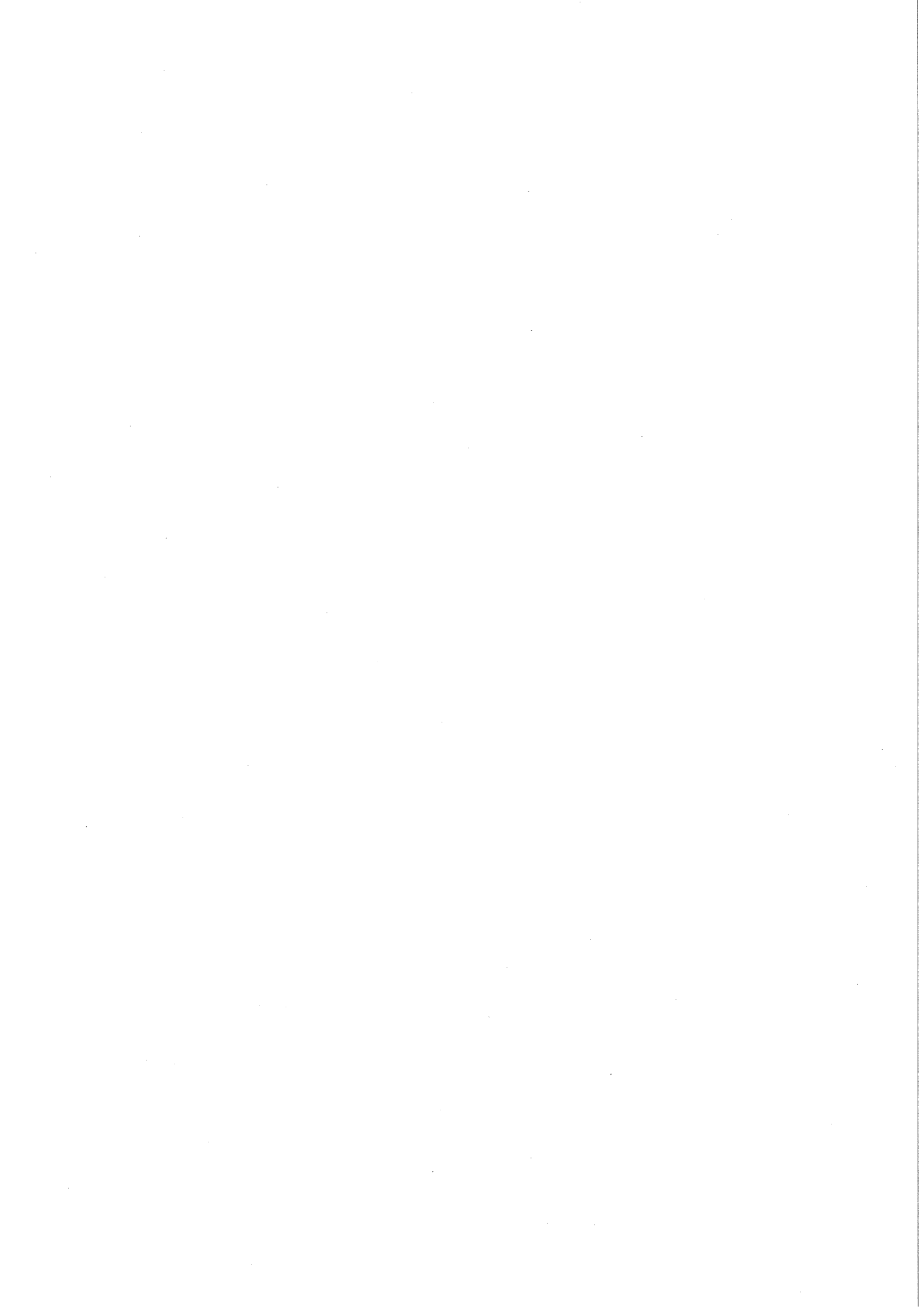
## 附 則

この細則は、平成23年 月 日から施行する。



## 三方五湖自然再生協議会役員（案）

区 分	所 属	職務又は役職	氏 名
会 長 (学識経験者)	東京大学	教授	鷺谷 いづみ
副 会 長 (学識経験者)	県立大学	教授 (学部長)	青海 忠久
副 会 長 (学識経験者)	東京大学	准教授	吉田 丈人
顧 問 (行政)	美浜町	町長	山口 治太郎
顧 問 (行政)	若狭町	町長	森下 裕



## 自然再生推進法（平成14年法律第148号（12月11日公布））

### （目的）

第一条 この法律は、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。

2 この法律において「自然再生事業」とは、自然再生を目的として実施される事業をいう。

3 この法律において「土地の所有者等」とは、土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。

### （基本理念）

第三条 自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。

2 自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。

3 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。

4 自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。

5 自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習（以下「自然環境学習」という。）の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。

(実施者の責務)

第五条 この法律に基づいて自然再生事業を実施しようとする者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他の法律の規定に基づき自然再生事業の対象となる区域の一部又は全部を管理する者からの委託を受けて自然再生事業を実施しようとする者を含む。以下「実施者」という。）は、基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むよう努めなければならない。

(他の公益との調整)

第六条 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されなければならない。

(自然再生基本方針)

第七条 政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「自然再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然再生基本方針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 自然再生の推進に関する基本的方向
- 二 次条第一項に規定する協議会に関する基本的事項
- 三 次条第二項第一号の自然再生全体構想及び第九条第一項に規定する自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
- 四 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
- 五 その他自然再生の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して自然再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、自然再生基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かななければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、自然再生基本方針を公表しなければならない。

6 自然再生基本方針は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、自然再生基本方針の変更について準用する。

(自然再生協議会)

第八条 実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施



者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 協議会は、次の事務を行うものとする。
  - 一 自然再生全体構想を作成すること。
  - 二 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案について協議すること。
  - 三 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- 3 前項第一号の自然再生全体構想（以下「自然再生全体構想」という。）は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。
  - 一 自然再生の対象となる区域
  - 二 自然再生の目標
  - 三 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
  - 四 その他自然再生の推進に必要な事項
- 4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。
- 5 協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。  
（自然再生事業実施計画）

第九条 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画（以下「自然再生事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。
  - 一 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
  - 二 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
  - 三 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
  - 四 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項
- 3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。
- 4 自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。
- 5 実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該自然再生事業実施計画の写し（当該自然再生事業実施計画の添付書類の写しを含む。以下同じ。）及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写し（当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。）を送付しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県知事は、前項の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関し必要な助言をすることができる。この場合において、主務大臣は、第十七条第二項の自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。

7 第三項から前項までの規定は、自然再生事業実施計画の変更について準用する。  
(維持管理に関する協定)

第十条 自然再生事業の対象区域の全部又は一部について自然再生に係る維持管理を実施しようとする実施者は、当該区域の土地の所有者等と協定を締結して、その維持管理を行うことができる。

(実施者の相談に応じる体制の整備)

第十一条 主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(自然再生事業の実施についての配慮)

第十二条 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、自然再生事業実施計画に基づく自然再生事業の実施のため法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

(自然再生事業の進捗状況等の公表)

第十三条 主務大臣は、毎年、自然再生事業の進捗状況を公表しなければならない。

2 主務大臣は、第九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、これを公表しなければならない。

(自然再生事業実施計画の進捗状況の報告)

第十四条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、自然再生事業実施計画に基づき自然再生事業を実施する者に対し、当該自然再生事業実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

(財政上の措置等)

第十五条 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然再生に関するその他の措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等が行う自然再生に関する活動の促進に資するため、自然再生に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、自然再生に関する研究開発の推進、その成果の普及その他の自然再生に関する科学技術の振興を図るものとする。

4 国及び地方公共団体は、自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進を図るものとする。

(自然再生推進会議)

第十七条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を設け、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

(主務大臣等)

第十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(自然再生事業に係る配慮)

2 この法律の施行後五年を経過するまでの間は、自然再生事業については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行状況その他土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る自然環境の保全上の支障を防止するための措置の実施状況等に留意して、適正な配慮がなされるものとする。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。